

創価大学動物実験規程

(目的)

第1条 この規程は、創価大学(以下「本学」という)において動物実験を計画し、実施する際に「文部科学省告示第 71 号(平成 18 年6月1日制定)」を遵守し、科学的観点からはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この定義において用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「動物実験」とは、実験動物を教育、試験研究及び生物学的製剤の製造、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため、施設で飼育し、又は保管している全ての哺乳類、鳥類、及び爬虫類等に属する動物をいう。
- (3) 「施設」とは、実験動物の飼育若しくは保管又は動物実験を行う施設をいう。
- (4) 「施設管理者」とは、動物実験施設の運営・管理に責任をもち、動物実験に支障のないよう施設の整備等を努める者をいう。
- (5) 「研究代表者」とは、動物実験全体を統括する者をいう。
- (6) 「実験者」とは、動物実験を行う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において行われるすべての動物実験に適用される。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における機関等の長として、動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な施設、設備及びその管理に必要な組織体制の整備に努めなければならない。

(施設管理者)

第5条 施設管理者は実験動物の飼育・保管および動物実験に必要な施設の運営・管理(修繕・増設等)に努めなければならない。施設管理者は実験動物技術士の資格を有する者がこれにあたる。

(理工学部長・動物実験委員会の責務)

第6条 学長は、動物実験にかかわる業務を理工学部長に委嘱するものとする。

2 学長より委嘱された理工学部長は、以下の事項を遵守し動物実験が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

- (1) 理工学部長は、動物実験委員会(以下「委員会」という)を設置し、規程の適正な運用を図るとともに、動物実験を実施する者から申請のあった実験計画について、規程に対する適合性を審査するとともに指導・助言を行うものとする。
- (2) 理工学部長は、委員長を兼務し、副委員長を指名する。委員会は6名以上で構成する。
- (3) 理工学部長は、研究代表者から提出された動物実験計画書について、委員会の審査を経て承認を与える又は与えないことができる。

- (4) 委員会は、必要に応じ、研究代表者に実験の実施状況について報告を求め、その状況によっては理工学部長に対して実験の禁止又は中止及び改善等を申し出ることができる。
- (5) 委員自らが研究代表者となる場合は、その動物実験計画の審査に参画してはならない。また、委員長が研究代表者となる場合は、委員長の業務を副委員長にゆだねなければならない。

(動物実験計画の立案等)

第7条 研究代表者は、動物実験計画の立案及び動物の搬入等にあたって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究代表者は、動物実験の範囲を教育・研究目的に必要最小限にとどめるように配慮しなければならない。また、できる限り動物を供する方法に代わりうるものを利用するよう努めなければならない。
- (2) 実験動物の使用に当たっては、実験成績の精度や再現性を左右する動物種、系統、数、遺伝学的品質、微生物学的品質、入手方法、飼育環境、実験方法等について計画立案の段階で十分に検討しなければならない。特に微生物学的品質に関しては実験成績の乱れ、周辺動物への感染の拡大及び実験者等への感染を防止するため、委員会の指示に従わなければならない。
- (3) 実験者は、実験操作による動物への苦痛をできる限り与えない方法によってしなければならない。(苦痛分類SCAW参照)
- (4) 施設に動物を搬入する場合には、必要に応じて適切な検疫を行わなければならない。実験動物の著しい衰弱が予想される実験については、人道的エンドポイント(安楽死処置をするタイミング)の設定を検討しなければならない。

(5) 実験の早期打ち切り、終了後に実験動物を殺処分する場合は実験動物にできるだけ苦痛を与えないような方法により安楽死処置しなければならない。

(実験計画書の届出)

第8条 研究代表者は、予め委員会に研究課題、研究計画、その他必要事項を別に定める様式により届け出なければならない。

(実験動物の飼育管理)

第9条 実験者は、良好な飼育環境条件の整備、維持、管理に努めるとともに、適切な給餌・給水等の飼育管理を行わなければならない。

また、実験終了時まで動物を仔細に観察し、異常又は死亡を発見した場合には適切な処置を施さなければならない。

(実験操作)

第10条 実験者は、動物の保定及び麻酔に最も適切な方法を選び、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。このため、必要な場合には、委員会に判断を求める。

(事故防止及び教育・訓練)

第11条 研究代表者は、実験者に対し実験動物による咬傷、化学物質の暴露、実験器具等による怪我を防止することを目的とした教育・訓練を行わなければならない。

(安全管理に配慮する実験)

第 12 条 研究代表者は、安全管理等に特別な配慮を要する実験については以下の事項を遵守し、事故防止に努めなければならない。

- (1) 物理的、化学的に危険な材料あるいは病原微生物を取り扱う動物実験等、ならびに遺伝子組換え生物を用いる動物実験等はこれに関連した法律(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律平成 15 年6月 18 日公布)等に従わなければならない。
- (2) サル類(マカク属)を使用する実験は「創価大学生命科学倫理規程」、第1条、2条、4条、5条、9条、15 条等の指示に従わなければならない。
- (3) この規程に定めるもののほか、特に安全管理に配慮を要すると判断された動物実験の実施に関しては、委員会の議を経た後に動物実験実施の可否を決定する。

(委員会の事務処理)

第 13 条 委員会の事務処理は、理工学部事務室庶務課が担当する。

附 則

この規程は、平成 19 年4月1日から施行する。

附則 (平成 27 年 3 月 20 日規程第 115 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。